

協働による
まちづくりの推進のための
基本方針のあり方について
(答申)

平成27年10月

仙台市協働まちづくり推進委員会

目 次

<u>I はじめに</u>	1
<u>II 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な考え方</u>	2
1 協働の基本理念	
2 多様な主体の協働によるまちづくりについて	
3 まちづくりへの市民の参画の推進について	
<u>III 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策</u>	3
1 市民活動の促進及び市民協働の推進に関する事項	3
2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項	3
3 多様な主体による活動の促進に関する事項	4
<u>IV 協働によるまちづくりを進めるための仕組み～協働のエンジン～</u>	6
(1) 人材育成①	6
(2) 人材育成②	7
(3) 組織の強化	8
(4) 地域課題の可視化	9
(5) 情報の受発信	10
(6) さまざまな主体が会う場づくり	11
(7) 資金面での支援	12
(8) 資源の提供	12
(9) 協働の手引きの作成	13
(10) 推進実施計画の策定	13
(11) 推進体制の構築	14
(12) 政策形成過程への市民参画の推進	14
(13) 政策実施後の評価の仕組み	15
参考資料	16
「協働によるまちづくりの推進のための基本方針のあり方」作成のプロセス	16
仙台市協働まちづくり推進委員会委員名簿	17
「基本方針」策定ワーキンググループ名簿	17

I はじめに

わたしたちのまち・仙台には、美しい風土と伝統の中で培われてきた「市民力」が、さまざまな場面で発揮されてきた歴史があります。

仙台市では、平成 11 年に「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」が制され、同年「市民協働元年」を宣言し、協働によるまちづくりの推進力となる自主的・自律的な市民活動を促進していくステージに入りました。

平成 23 年に発生した東日本大震災という未曾有の大災害に直面した際には、町内会をはじめとした地域の支え合いや、さまざまなまちづくりの主体の活躍が復興への大きな原動力となり、仙台の誇る「市民力」が最大限に発揮された象徴的な場面となりました。

人口減少社会の到来など、昨今の社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題も複雑さを増している中であって、都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、まちづくりの重要な手法である協働を一層推進していく必要があります。こうした背景の中、平成 27 年 7 月に「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」が施行されました。

今こそまちづくりの多様な担い手がそれぞれの専門性や強みを発揮しながら、連携・協力し、創意工夫していくという仙台の総合力を生かした新たな協働のステージに踏み出していく時です。

市民によるまちづくりを深化・発展させるため、ここに「協働によるまちづくりの推進のための基本方針」のあり方を示すものです。

II 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な考え方

1 協働の基本理念

平成27年7月に施行された「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」では、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる協働のまち・仙台」を構築するため、仙台市が目指す協働の姿として、基本理念を定めています。

この協働の基本理念は、それぞれの主体が個々の力を発揮する「自立」、互いの力を引き出し合い、相乗効果を生み出し協力する「連携」、新たな課題に対して、創意工夫により解決策を生み出し続ける「創発」の3つのキーワードで表すことができます。

こうした基本理念の下、引き続き多様な市民活動を促進するとともに、市民がまちづくりの担い手として成長し、安心して積極的に協働を進められる環境づくりや取り組みを進めていく必要があります。

2 多様な主体の協働によるまちづくりについて

107万を超える市民が生活する仙台は、さまざまな専門性や強みをもった主体が数多く存在し、その力が発揮されることで、地域の力が生かされ、新たなまちづくりのかたちが生み出される都市としての優位性を持ち合わせています。

こうした都市の優位性を生かしつつ、地域活動の要である町内会や市民活動団体など多様な主体が枠組みを超えて有機的・複層的に連携することで、地域における多様なニーズに対して、より効果的かつ効率的な対応ができ、さらには、生きがいや活躍の場を創出し、豊かで心通う地域社会の実現にもつながっていくと考えられます。

地域のさまざまな課題を見だし、多様な主体がそれぞれの力を生かし、連携・協力しながら解決方法を創りあげていくことで、地域の力が高まり、さらにまた新しい地域力が生まれるという好循環を繰り返しながら、持続可能なまちづくりの実現を目指していくことが求められています。

3 まちづくりへの市民の参画の推進について

市民が自らまちづくりに参画して自分の地域について学ぶことにより、地域への愛着が高まり、さらに自分の考えや行動で地域を変えていくことで、まちづくりの担い手として成長し、充実感も得ることができます。

また、まちづくりの過程において、積極的な情報の提供や公開等により、多様な主体の知恵と力が加わることで、協働によるまちづくりが効果的なものとなります。

異なる価値観や行動様式を持つ多様な主体が、対話を通して互いの違いを乗り越え、理解し合い、合意形成を創り出すことで、自分たちのまちづくりに主体的に関わり続けていくといった、マルチパートナーシップガバナンスが、これからの協働によるまちづくりの重要な道しるべとなるものです。

Ⅲ 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策

1 市民活動の促進及び市民協働の推進に関する事項

(1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備

人口減少などによるまちづくりの担い手不足などの課題が生じている中、地域で市民活動を持続的に進めるための環境を整える必要があります。市民活動の促進のために、運営の手法などの情報の提供、拠点施設における相談機能の整備、活動拠点の確保等の支援、市民の理解の促進、活動の継続的な展開を支える資金調達の多様化の推進が求められます。

(2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進

地域課題が多様化・複雑化する中で、解決手法の一つとして、子育てやまちづくりなどの地域に密着した課題をビジネス的手法で解決する『コミュニティビジネス』や、環境や貧困など社会的課題をビジネス的手法で解決する『ソーシャルビジネス』などの手法が浸透するための環境を整えることを目指します。

(3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充

市民の視点により提案を受けた地域課題の解決に向けて、多様な主体が専門性やネットワークを生かしながら、行政と協働で取り組む事業の仕組みを拡充し、それぞれが単独ではなし得なかった効果の発生を促進していくことが求められます。また、その事例を発信することで、さらなる協働事業の可能性を創出することが望まれます。

(4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成

地域における多様な主体の連携や協働を推進するためのコーディネーターとなるべき人材を発掘、育成することが必要です。また、行政においても、市民活動や協働に関する事例を組織内で共有するとともに、多様な主体と共に考え、行動する機会を増やすことで、市民協働への理解がある人材を育成することが求められます。

2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項

(1) 市政に関する情報の公開の推進

オープンデータの整備を進めることにより、市民が必要な情報を手に入れ、活動しやすくなるような環境を整備し、新たなサービスの創出や課題の解決に向けて取り組めるようになることが求められます。

また、行政が提供する情報の質・量やアクセスの充実に努め、分かりやすく伝わる積極的な情報発信を進めることが必要です。

(2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保

政策の形成過程に多くの市民および関係団体の意見を生かすため、パブリックコメントやワークショップ等、多様な市民参画の仕組みを生かし、テーマに応じて適切な手法を組み合わせながら、幅広く意見や提言を集める機会を確保する必要があります。また、意見を適切に反映できるような体制を整え、その結果を分かりやすく公表することが必要です。

(3) 政策又は事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保

事業が動き始めた後においては、節目において政策や事業の方針、進捗状況を公表するとともに、市民および関係団体の意見を集約する機会を設けて、柔軟な事業運営を図る必要があります。企画・実施から実施後の成果まで、共に評価しながら改善していく機会を設けることが望まれます。

(4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施

有識者からの意見を求める場である附属機関においては、固定の人選となることがないように、選定の範囲を多種多様な対象に広げ、幅広い主体から委員を選択することが望まれます。

また、公募により委員を選定することにより、さまざまな立場や世代の市民が市政へ意見を述べる機会を創出することが期待されます。

3 多様な主体による活動の促進に関する事項

(1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成

地域と教育機関の連携を広げ、子どもたちや若者が日常的に地域活動の大切さを実感できるよう、多様な活動やボランティアへの参加を促進することが望まれます。また、市民センターや市民活動サポートセンターなど市民活動や協働の拠点となりうる施設が連携しながら、コーディネーターやボランティアなど、地域活動の担い手を育成する取り組みを進めることが求められます。また、活動事例についての情報発信や評価などにより、活動への意識の高揚も期待されます。

(2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進

町内会をはじめとする地域団体の担い手の育成など、地域で活動する団体に対する支援を継続し、また、その支援の拡大も図っていく必要があります。

地域の魅力・活力を高める各種イベントの開催や伝統行事等の継承、地域の福祉や防災、防犯など、安全や安心を確保するための活動などを促進していくことが求められます。

(3) 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進

企業の社員へのボランティア活動の奨励や、企業自体の社会貢献の促進のために、活動事例や協働事例の紹介、地域団体、市民活動団体などに関する情報提供など、相談や支援の体制を整える必要があります。また、企業の社会貢献の多様化を図るため、他の主体と出会い、意見交換する場の創出が求められます。

(4) 多様な主体の交流の促進

多様な主体間のネットワークを広げる取り組み、異なる世代が交流できる地域イベントや気軽な交流の場の充実など、地域における顔の見える関係づくりの支援が必要です。

また、市民活動サポートセンター等において協働を推進する機能の充実を図るとともに、市民、地縁団体・地域団体や市民活動団体、事業者、教育機関など、多様な主体が集い、それぞれの地域における情報や課題、まちづくりの理念、地域の将来像を共有できる機会づくりの促進が望まれます。

(5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進

多様な主体の活動拠点において、活動や団体等の情報を収集するとともに、相談・助言等の機能を強化することで、市民活動の促進および協働の推進を図ることが求められます。また、市民が安心して積極的に活動に取り組めるよう、情報を広く知らせる機会の充実を図ることで、市民活動や協働への理解と関心を高めることが期待されます。

IV 協働によるまちづくりを進めるための仕組み～協働のエンジン～

仙台に住む人はもちろんですが、仙台で働き、または学んでいる人や、課題の多様化・複雑化、地域ごとの特性などに応じて、さまざまな専門性やノウハウを持つ団体がまちづくりに関わっていくことが求められます。

そうした多様な価値観や行動様式を持つ主体同士が共通の目的の下に集まり、協働していくことで、単独では考えられなかった新たな取り組みが生まれていくことが望めます。

ここでは、多様な主体が協働によるまちづくりを進めるにあたり、どのような役割が期待されるのかを示していきます。

(1)人材育成①

まちづくりの担い手となるための育成から実践までの仕組みづくり	
<p>これまで</p> <p>まちづくりの担い手としての参加数は以前よりも着実に広がっています。しかし、退職者等特定の層が担い手となる場合が多く、行事運営や組織内事務で手一杯な状況や、多忙により参加者に活動の意義が伝えきれず、活動の深化が進まない実態もありました。</p>	<p>これから</p> <p>担い手の育成から実践までをトータルで支援します。課題を調査するところから多様な主体が参加し、アイデアを出し、実践していきます。その過程に、これまで関わってこなかった人が参加することで、参加者から協働を始める主体へと変化を促します。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報開示や活動への参加促進による担い手の増加 ・ボランティアマネジメントなどの手法による参加者から活動の主体者への育成
地縁団体 ・地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・若者や転入者などの参加促進のための各種行事等の工夫 ・地域の現状や目指すべき将来像の共有などによる参加促進および担い手の育成
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを含めた地域の課題解決活動への児童・生徒・学生の参加促進 ・学習プログラムと地域課題とのマッチング機能の強化による教育的効果と課題解決成果の向上 ・大学の研究フィールドとなる課題解決の現場への教職員と学生の参加促進
事業者(企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の経営理念に沿った活動(町内会や地域の課題解決活動)への社員の参加支援 ・活動から得た知見や人脈の自社への還元とより効果的な課題解決への活用
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の中核的役割を担う人材育成のための職位に合わせた研修の導入 ・地域の協働が生まれる拠点である区役所や市民センター等における課題の発掘および課題化に至らない困難事例の収集時における市民の参画促進と協働の担い手の育成
市民活動 サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センターや企業に対する担い手の育成手法の浸透 ・協働の実践を促進するためのスタッフの意識向上

(2)人材育成②

効果の高い協働を実現するためのつなぎ役を育成する仕組みづくり	
<p>これまで</p> <p>既存の中間支援組織や市役所職員が協働のつなぎ役として、複数の主体をつないで協働の実践が進むことが増えてきました。しかし、課題の本質や各主体の有する資源を深く知らないため、表面的な紹介程度で終わり、協働が成立するのは、協働連携先同士(もしくはどちらか)の内部でコーディネーターがいた場合などでした。</p>	<p>これから</p> <p>お互いの強みと弱みを理解したうえで、協働することでより大きな成果が出るようなコーディネートができる人材を増やして、よりよい協働事例が生まれていくようにします。そのために、コーディネーター育成のための研修会を行うことと、課題と資源の見える化(データベース化)を行うとともに、コーディネーター同士の連携と創発が起きる環境づくりを行います。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	・コーディネート研修受講と実践の促進
地縁団体 ・地域団体	・協働による課題解決促進のための組織内外の資源の把握と課題の可視化
教育機関	・コーディネート研修受講と実践の促進 ・大学などの高等教育機関によるコーディネート機能の研究と研修プログラムの開発と地域への還元
事業者(企業)	・社員へのコーディネート研修の受講促進
行政	・市役所内外の活動や団体のコーディネート ・職員研修の実施や市役所内のコーディネーターの情報交換の仕組みづくり ・協働を実践している区役所や市民センターの職員による研修や事業の評価 ・地域団体と市民活動団体とが協働をするきっかけの提供や活動の深化のための定期的な情報交換会の開催
市民活動 サポートセンター	・コーディネート研修の実施 ・優れた協働事例の発掘とそのモデルの提示 ・コーディネーターの情報交換の場づくり等による人材の育成

(3)組織の強化

長期的なまちづくりの取り組みを実現することができる組織力の向上	
<p>これまで</p> <p>各主体でまちづくりや課題解決活動が数多く実践されてきました。しかし、実現したいビジョンが明確では無い場合が多く、短期的視点での活動や協働となり、課題解決に至らない場合も見受けられました。また、将来ビジョンがないため、各主体とも自立した組織として成熟が進まず、組織力が落ちていく組織もありました。</p>	<p>これから</p> <p>協働の前提となる団体の自立を促していくのはもちろん、協働事例の研究を相互に実施することで、各主体の組織力を強化していきます。その結果として、各主体が自立・連携し、まちづくりを担うことを目指します。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	・ビジョンと中長期の計画を基にした事業の実施と評価の繰り返しによる課題の解決と組織の強化
地縁団体 ・地域団体	・顔の見える関係づくりに向けた交流の場の設定 ・地域の将来像や課題を共有するための機会づくり
教育機関(大学)	・大学の教職員個人および大学そのものを協働の主体とした長期的な課題解決のための他の主体との関係性の構築 ・学生のインターンシップ先や共同研究先、就職先としての対象を市民活動団体へ拡大
事業者(企業)	・自社の経営理念達成のための市民活動団体との協働の推進と継続的な関係性の構築
行政	・各団体の自立を促すため、長期的なパートナーシップを構築 ・地縁団体・地域団体に対する組織力強化のしかけの実施 ・人事評価などの制度により、職員の活動への参加が増える仕組みづくり ・地域の将来像を作成するため、プラットフォームとしての市民センターと町内会などの連携による地域内で協働が生まれる仕組みづくり
市民活動サポートセンター	・団体の短期的なニーズに対する研修を実施するほか、中長期的な展望に基づく自立した団体運営を促進するための研修の実施や団体評価の仕組みづくり

(4)地域課題の可視化

市民が抱える困難を解決可能な課題へ整理	
<p>これまで</p> <p>地域の困り事は、主に行政が調査を行い、課題が定義されて、政策となり、解決に向けて動いてきました。しかし、調査結果の共有と、政策化するための優先順位の決定に多様な主体が関わるのが少なく、結果的に課題解決行動に市民が関わりにくい状況でした。</p>	<p>これから</p> <p>市民一人ひとりが抱えている困難を、解決可能な課題へと整理していく仕組みをつくります。各主体が連携・協働し、市民や地域が抱えている困り事を可視化します。将来的には調査提言する機能を有する市民シンクタンクの整備が望まれます。行政が抱えている政策課題の解決への市民参加を推進します。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例の課題への可視化 ・行政などの関係機関へ取り組み事例の提供
地縁団体 ・地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題の共有 ・さまざまなまちづくりの主体との課題の解決策の共有、協働事例の蓄積
教育機関(大学)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学などの高等教育機関による地域課題に関する情報の提供 ・各主体との調査研究による課題の定義と解決方法の検討
事業者(企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じた地域課題の可視化
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータ等による政策課題の明示 ・区役所や市民センターなどの各施設での課題の収集と情報の発信
市民活動 サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・可視化した課題の集約化や発信

(5)情報の受発信

協働に関する情報が流通し続ける「協働の情報プラットフォーム」の整備	
<p>これまで</p> <p>多様な主体が持つ情報の流れが主体の内部や領域内に限られ、有益な情報が限定的な範囲にしか流通していませんでした。その結果、各主体の固定的なイメージが先行して互いへの理解も進まず、主体間や領域外とのコミュニケーションが生まれにくい状況でした。</p>	<p>これから</p> <p>市民は協働に役立つ情報を、「協働の情報プラットフォーム」を活用してインターネットや身近な場所で入手できるようにします。各主体が向き合う課題、各主体の調査によって可視化された問題、課題解決の協働事例集、協働の手引きなどを、地域、領域など層ごとに検索できるようになります。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・他主体への理解や事業を進めるための具体的な活動状況、活動する背景の情報発信 ・他の主体の情報収集および自身の活動への還元
地縁団体 ・地域団体	
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒・学生への地域課題の提示 ・大学が有する教育・研究と地域のニーズのマッチングによる地域課題解決の取り組み ・取り組みに関する情報提供および知の拠点としての存在意義の地域への発信
事業者(企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な地域や社会ニーズの収集、多様な主体との協働事例の発信
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度の運用や、現在進行中の施策の実施状況などの情報公開 ・地域のまちづくりに関する情報の集約と発信
市民活動 サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による協働事例などの収集発信 ・市民の情報発信力を向上する取り組みの実施

(6)さまざまな主体が出会う場づくり

多様な主体が互いの存在を認め合い、共に考え、話し合い、相互作用と行動が引き起こされる場づくり	
<p>これまで</p> <p>これまでは、若者や新しい担い手が参加しにくい状況があり、定期的に集まる機会はあるものの、出会いのみになりがちで、次の一歩につながりにくい状況が見受けられました。</p>	<p>これから</p> <p>多様な主体が出会い、課題を共有し、共通の目標に向かって考えるプロセスを大切にします。</p> <p>身近な既存施設の利活用を促進するほか、他の公共施設との機能面での連携を強化していきます。地域や社会課題の解決に向けた対話と行動が引き起こされるさまざまな場を活用し、地域や活動分野を超えたつながりづくりを促していきます。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の成果を伝えるための表現と発信の工夫 ・活動の中で得たノウハウやネットワークの提供
地縁団体 ・地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・外部のコーディネーターの活用による地域課題解決の場づくり
教育機関(大学)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のコーディネート力の強化と地域団体などと協働した交流の場の創出
事業者(企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の事業活動に生かせる地域活動への社員の参加促進
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策について話し合う場の創出 ・地域団体などとの協働による交流の場の創出 ・横断的なテーマで多様な主体が集まる機会づくり ・オープンデータで明示している地域の情報などを題材とした交流の場づくり ・区役所や市民センター職員のコーディネート力の向上
市民活動 サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が集まる場の創出 ・参加者のアイデアと行動を引き出すコーディネーターの発掘

(7)資金面での支援

地域の課題解決のための資金面での新たな支援の仕組みの構築	
<p>これまで</p> <p>事業内容について行政や助成団体の理解が得られれば、資金面の支援を受けることができますが、先進的な事業など必要性や効果が分かりにくい事業については、資金面での支援を受けにくいのが現状でした。</p>	<p>これから</p> <p>補助金や助成金に限界があることから、ビジネス的手法を活用した事業構築を行い、収益性のある事業の持続可能性を追求していきます。収益性のある分野であれば、地域の金融機関、企業などと連携し、助成金に頼らずに事業の運営ができます。さらに、市民、企業から寄付を促進する運動を広める土壌を構築します。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス的手法などを活用した収益性のある事業の検討 ・新たな寄付の仕組みなどを取り入れた資金獲得手法の検討
地縁団体 ・地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決のため、既存の資金に加えた新たな資金の活用
教育機関(大学)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス的な手法を活用した事業の研究成果の発信と収益性のある事業構築の支援
事業者(企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関において、市民活動団体や地域団体の収益性のある事業に対し、融資枠を設けるなど、協働事業を資金面で支援する制度の構築 ・自社の経営理念に合致する団体への積極的な協賛や寄付の実施
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・収益性は低い、公益性の高い事業を中心とした助成金の交付 ・収益性のある事業と大学や金融機関との連携を促進する仕組みづくり
市民活動 サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス的な手法に関するセミナーの開催や寄付の促進のための情報発信

(8)資源の提供

域課題解決のための事業の実施に必要な、施設や備品等のさまざまな資源の提供	
<p>これまで</p> <p>課題解決のための事業を行う主体が、財源不足などの理由により、事業に必要な資源を調達できず、事業の遂行ができませんでした。</p>	<p>これから</p> <p>市民が協働して、事業に必要な資源の提供に関する仕組みをつくり、資源が不足している事業であっても実行可能な体制を構築します。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な資源の明確化 ・財源確保の検討前に、資源を無償もしくは低額で獲得できる可能性の検討
地縁団体 ・地域団体	
教育機関(大学)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学などの教育機関の施設や、机やロッカーなど使用していない備品を団体への無償で提供する仕組みづくり
事業者(企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・机やパソコンなどの使用しなくなったもので活用可能な備品や会議室などの遊休資源を提供する仕組みづくり
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休資源を提供する仕組みづくり
市民活動 サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の物的支援のニーズの取りまとめと情報提供

(9)協働の手引きの作成

協働を実践するための具体的な手順等を示した手引きの作成	
<p>これまで</p> <p>行政職員向けに作成した「仙台協働本―協働を成功させる手引き(こらぼん)―」は、市民や市民活動団体が共通のルールを理解するツールとしても活用されていましたが、広がりにには欠けていました。</p>	<p>これから</p> <p>市民協働を実践する場合に必要な具体的な手順などを分かりやすく示した新しい手引きを作成し、その活用を図ります。協働の主体間による実践事例も掲載し、検証や教訓から学べるよう工夫します。手引きは、一定期間をもって改訂することが望まれます。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実践の経験からの取り組みの検証と新しい手引きへの情報提供および作成過程への参画 ・団体の内部研修への手引きの活用
地縁団体 ・地域団体	
教育機関(大学)	
事業者(企業)	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい手引きの作成のため、協働に関係する部署等の職員により構成されたワーキンググループの設置 ・団体の内部研修への手引きの活用
市民活動 サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・実践事例のストックとさまざまな主体への情報と学びの機会の提供

(10)推進実施計画の策定

協働を推進させるための取り組みをより実効性のあるものとするための推進実施計画の策定	
<p>これまで</p> <p>「市民公益活動促進のための基本方針」のもと、市民公益活動の促進を目的に市民公益活動促進プラン 21 が策定されていましたが、基本施策について課題と施策の方向、事業テーマを設定したのみで、具体的な目標やスケジュール等が定められていませんでした。</p>	<p>これから</p> <p>方針に基づき、基本施策についての目標とスケジュールを定め、また計画全体についての推進体制と評価の方法を定めることで、実効性のある推進実施計画の策定が望まれます。</p>
期待されるアクション	
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・推進実施計画に関する意見の提出
地縁団体 ・地域団体	
教育機関	
事業者(企業)	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・推進実施計画の策定にさまざまな主体が参加できる仕組みづくり ・基本施策に関する目標とスケジュールの作成および計画全体の推進体制と評価方法の策定

(11)推進体制の構築

協働の推進が効果的に進むための協働推進体制の構築	
<p>これまで</p> <p>これまで仙台市では、職員の協働の理解・推進を図るため研修を実施したり、平成 22 年度までは協働の評価を行政と市民活動団体の双方で行なってきたものの、協働に関する計画や推進体制はありませんでした。</p>	<p>これから</p> <p>条例に基づき方針や計画をつくり、計画の目標などを設定し、達成度を管理します。方針や計画については効果的に管理する仕組み(計画、実行、確認、改善＝PDCA)を回し続ける体制をつくり、市民に向けて報告する機会を設けることが望まれます。</p>
期待されるアクション	
<p>市民活動団体</p> <p>地縁団体 ・地域団体</p> <p>教育機関</p> <p>事業者(企業)</p>	<p>・方針や計画を実施する仕組み(計画、実行、確認、改善＝PDCA)の確認および助言の実施</p>
<p>行政</p>	<p>・行政内部の協働に関わる進捗確認や市役所内のコーディネートの実施による各部署での協働の認知度の向上</p> <p>・階層別や実践型の職員研修の実施</p> <p>・協働に関わる事例の収集、情報の共有</p> <p>・全庁的な情報の共有および協働の推進</p> <p>・職員の地域活動への参画の推進</p>

(12)政策形成過程への市民参画の推進

計画段階から行政評価までの市民参加の機会づくり	
<p>これまで</p> <p>市は政策形成過程において市民の意見を取り入れる手法として、パブリックコメント等による意見の聴取の他、公募による附属機関等の委員の選定を実施しています。</p> <p>また、施策の評価については、審議会が評価を行う場合を除いては市民参加の機会は多くありませんでした。</p>	<p>これから</p> <p>市の政策形成過程において、より実質的な参加の場として、直接市民が政策についての説明を聞き、意見交換ができる場や施策の評価を行う場を増やしていくようにします。</p>
期待されるアクション	
<p>市民活動団体</p> <p>地縁団体 ・地域団体</p> <p>教育機関(大学)</p> <p>事業者(企業)</p>	<p>・政策の形成過程への積極的な参加</p> <p>・大学の教育的もしくは専門的立場からの政策形成過程への積極的な参加および情報提供</p> <p>・政策の形成過程への積極的な参加</p>
<p>行政</p>	<p>・政策形成過程での市民参加の場の拡充、実質的な参加の機会の増加</p> <p>・事業実施後の行政評価における市民参画の推進</p> <p>・市民活動のうち、新たな課題への対応として市の政策に反映させるべきものや、市民協働事業により課題解決に効果的なものを市の政策に生かすための仕組みづくり</p> <p>・市民が課題を持ち寄り、多様な主体が課題解決について話し合い、提案する場づくり</p>
<p>市民活動 サポートセンター</p>	<p>・市民の政策形成過程への参加支援</p>

(13)政策実施後の評価の仕組み

施策および個別の協働事業についての成果や過程の適切な評価の仕組みの構築	
<p>これまで</p> <p>「市民公益活動促進のための基本方針」において、市および市民公益活動促進委員会が施策の評価を行うことになっていましたが、十分な評価が行われていませんでした。</p> <p>個別の協働事業については、事業実施者による評価が行われていましたが、震災後は評価が中断していました。</p>	<p>これから</p> <p>(仮称)推進実施計画の策定時に、事業の目標も設定し、市民協働推進施策が適切に評価されるようにします。</p> <p>個別の協働事業の評価ツールを整備し、評価が協働事業の改善に結びつくようにします。</p>
期待されるアクション	
<p>市民活動団体</p> <p>地縁団体 ・地域団体</p> <p>教育機関</p> <p>事業者(企業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市との協働による協働事業の成果や過程に関する評価手法の作成 ・協働相手との事業の評価の実施とその結果の公表、事業の改善
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業の課題の共有や事業の見直しの適切な実施のため、市民との協働による評価手法の作成 ・協働相手との事業の評価の実施とその結果の公表、事業の改善 ・市および仙台市協働まちづくり推進委員会による施策の評価の実施
<p>市民活動 サポートセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体による協働事業の評価の実施に関する支援

参考資料

「協働によるまちづくりの推進のための基本方針のあり方」作成のプロセス

仙台市では、平成 11 年 4 月に「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」が施行され、同年 6 月の市民活動サポートセンター開設、「市民公益活動促進のための基本方針」（平成 13 年）、「市民公益活動促進プラン 21」（平成 15 年）の策定により、協働の原動力となる幅広い市民活動の支援やその環境整備が進められてきました。

その後、社会情勢の変化などにより、それらの方針やプランでは新たな状況や課題に十分に対応しきれなくなりつつある中で、平成 23 年に市民公益活動促進委員会（以下「委員会」という。）より、「仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進にあたっての提言」があり、協働の次なるステージを目指して、これまでの取り組みからのさらなるステップアップの必要性が示されました。

平成 24 年 8 月には、仙台市長から「仙台市における市民協働推進のための指針について」の諮問があり、委員会は「新たな市民協働指針」策定ワーキンググループを設置し、平成 25 年 11 月から平成 26 年 3 月にかけて「市民カフェ」を 8 回開催し、市民協働の担い手である町内会、市民活動団体、事業者、若者、市職員などから意見を集めました。

そして、平成 26 年 3 月に新たな協働の仕組みや条例の見直しの必要性など、新たな指針の考え方について中間答申を行いました。平成 26 年 4 月以降はこの中間答申を基に、委員会とワーキンググループで指針の最終答申に向けた議論・検討を行うとともに、仙台市では条例の見直しが行われ、パブリックコメント等を経て、平成 27 年 7 月に「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」へ改正されました。

条例改正と共に新たに設置された「仙台市協働まちづくり推進委員会」に対し、改めて仙台市長より「協働によるまちづくりの推進のための基本方針のあり方について」の諮問がなされたことを受け、これまでの議論を踏まえつつ、協働によるまちづくりの推進に関する基本的な考え方や施策の方向性を示すために本書を作成しました。

H23. 6	委員会の提言＝新たな市民協働指針の必要性、市民協働事業提案制度・市民カフェの実施など
H24. 8	市長から委員会への諮問 「市民協働推進のための指針について」
H25. 3	中間まとめ（指針の方向性ととも、条例改正の必要性にも言及）
H25. 4～	委員会での討議、市民カフェの開催（8 回）
H25. 10～	指針策定ワーキンググループ設置
H26. 3	中間答申（指針の考え方、条例改正の必要性を答申。また、指針の項目案を提示）
H26. 9	条例改正骨子素案のパブリックコメント実施（仙台市）
H27. 1～	指針の内容に関するヒアリング実施（8 団体）
H27. 6	条例改正案可決
H27. 7	改正条例施行
	市長から委員会への諮問 「協働によるまちづくりの推進のための基本方針のあり方について」
H27. 10	最終答申

第1期 仙台市協働まちづくり推進委員会委員

任期：平成27年7月1日～平成28年3月31日

第8期仙台市市民公益活動促進委員会委員

任期：平成26年4月1日～平成27年6月30日

■委員長	風見 正三	宮城大学事業構想学部事業計画学科教授
■副委員長	小川 真美	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター プロジェクト担当
	稲葉 雅子	株式会社ゆいネット代表取締役
	大橋 雄介	NPO法人アスイク代表理事
	小野 みゆき	株式会社日立ドキュメントソリューションズ 営業本部営業第六部営業第1グループ部長代理
	熊沢 由美	東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授
	高浦 康有	東北大学大学院経済学研究科准教授
	高瀬 幸雄	公募委員
	高橋 早苗	仙台白百合女子大学人間学部グローバル・スタディーズ学科教授
	茂木 宏友	司法書士 公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会直前会長
	渡辺 一馬	一般社団法人ワカツク代表理事

「基本方針」策定ワーキンググループ

任期：平成27年7月1日～平成28年3月31日

「新たな市民協働指針」策定ワーキンググループ

任期：平成26年4月1日～平成27年6月30日

■座長	渡辺 一馬	一般社団法人ワカツク代表理事 第1期 仙台市協働まちづくり推進委員会 委員
	青木 ユカリ	コミュニティ・ワークス代表
	遠藤 智栄	地域社会デザイン・ラボ代表 プランナー/NPOアドバイザー 第7期 仙台市市民公益活動促進委員会 副委員長
	菊地 竜生	仙台市市民活動サポートセンターセンター長
	布田 剛	特定非営利活動法人地星社代表
	茂木 宏友	司法書士 公益社団法人日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会直前会長 第1期 仙台市協働まちづくり推進委員会 委員